

株 主 各 位

富山県南砺市苗島4610番地

川田テクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 川 田 忠 裕

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前11時

2. 場 所 富山県南砺市苗島4610番地

当社 富山本社3階 大会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

次頁の【議決権の行使等について】をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawada.jp/>) に掲載いたします。

【議決権の行使等について】

(1) ウェブ開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawada.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査を行った対象の一部であります。

(2) 議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い


議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(3) インターネットで議決権を行使される場合の注意点

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスの上、議決権行使書用紙右下に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。(但し、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。)
- ② 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」および「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- ④ パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

<機関投資家の皆様へ>

株式会社「C」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資については国土強靱化や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた社会インフラ整備などの発注は増加しているものの、全体発注量は横ばいから縮小に転じ、依然熾烈な受注競争が続いております。

一方、民間投資においては、投資マインド改善により旺盛な投資が見られ、首都圏を中心とした再開発計画や製造業をはじめとした倉庫・工場の建設需要が活況を呈しており、全体として堅調に推移しました。

しかし、公共投資・民間投資とも2019年に需要のピークアウトを迎える可能性が高く、当社グループにおいては、2020年以降のポスト五輪を見据え、安定的・継続的な成長に向けた事業構造への転換が喫緊の課題と認識し、今まで以上に社会から必要とされる企業を目指した諸施策を展開してきております。

その結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、受注高121,589百万円（前連結会計年度比9.9%増）、売上高95,153百万円（同8.6%減）となりました。収益面は、営業利益3,052百万円（同20.8%増）、経常利益は2,632百万円（同3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,674百万円（同19.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。（事業の種類別セグメントの業績については、セグメント間の内部売上高等を含めて記載してまいります。）

(鉄構セグメント)

鉄構セグメントにおきましては、橋梁事業においては首都高大規模更新で最初の工事となる羽田線（東品川・鮫洲）更新工事をはじめとした大型工事や国土交通省発注工事の受注を積み上げることができ、鉄骨事業においては渋谷駅再開発プロジェクトをはじめとした首都圏大型案件を受注できたことにより、受注高は62,192百万円（前連結会計年度比13.1%増）となり、前連結会計年度を大幅に上回る受注量を確保できました。売上高は、橋梁事業において工期が長い工事の進捗が伸びなかったことに加え、鉄骨事業において鉄骨製作が端境期となったことにより42,447百万円（同14.4%減）となりました。収益面は、原価低減と設計変更の獲得に粘り強く取り組んだことに加え、高採算工事の進捗が堅調に推移した結果、営業利益2,628百万円（同430.4%増）となり、大幅な改善となりま

した。

(土木セグメント)

土木セグメントにおきましては、高速道路会社の大型工事や都道府県発注工事の受注を積み上げることができたことにより、受注高は29,013百万円（前連結会計年度比8.9%増）となり、前連結会計年度を上回る受注量を確保できました。売上高は、他社施工の橋梁下部工事の遅れ等により大型工事の進捗が伸びなかったことにより24,696百万円（同8.9%減）となりました。収益面は、当第4四半期に設計変更の獲得ができたものの、売上高減少に伴う間接費の増加等により工事原価が悪化したことから、営業利益258百万円（同73.4%減）となりました。

(建築セグメント)

建築セグメントにおきましては、システム建築においてリピーター顧客を中心に大型案件を確実に受注に結びつけることができたことにより、受注高は17,940百万円（前連結会計年度比5.5%増）となり、前連結会計年度を上回る受注量を確保できました。売上高は、大型工事の進捗が順調に推移したことにより、17,562百万円（同3.4%増）となりました。収益面は、営業利益1,615百万円（同3.3%減）と前年同期を若干下回ったものの高い利益率を保つことができました。

(その他)

その他におきましては、売上高は12,128百万円（前連結会計年度比1.8%増）と前連結会計年度より若干増加しましたが、収益面につきましては、伸縮装置販売等の減少および航空機使用事業の費用増加により営業利益81百万円（同90.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は23億円であり、その主なものは当社連結子会社の川田工業(株)におけるクレーン等生産設備の取得・更新ならびに当社連結子会社の東邦航空(株)における航空機・装備品の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記事項はありません。

(4) 事業譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社連結子会社である川田工業(株)は、平成27年10月1日を効力発生日として、同社のロボティクス事業を当社連結子会社であるカワダロボティクス(株)に承継させる吸収分割を行いました。

(5) 企業集団および当社の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 (平成 24年 4月 1日から 平成 25年 3月31日まで)	第6期 (平成 25年 4月 1日から 平成 26年 3月31日まで)	第7期 (平成 26年 4月 1日から 平成 27年 3月31日まで)	第8期 (当連結会計年度) (平成 27年 4月 1日から 平成 28年 3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	87,877	104,349	110,594	121,589
売 上 高 (百万円)	87,624	90,803	104,075	95,153
経 常 利 益 (百万円)	2,085	2,221	2,546	2,632
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,410	2,020	1,403	1,674
1株当たり当期純利益 (円)	247.56	354.29	246.32	293.93
総 資 産 (百万円)	93,258	102,302	111,672	105,918
純 資 産 (百万円)	29,886	32,171	34,007	35,682
1株当たり純資産額 (円)	5,207.33	5,608.16	5,927.46	6,195.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第5期の数値については、誤謬による不適切な会計処理の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 (平成 24年 4月 1日から 平成 25年 3月31日まで)	第6期 (平成 25年 4月 1日から 平成 26年 3月31日まで)	第7期 (平成 26年 4月 1日から 平成 27年 3月31日まで)	第8期 (当期) (平成 27年 4月 1日から 平成 28年 3月31日まで)
営 業 収 益 (百万円)	443	570	833	1,049
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△35	29	185	340
当 期 純 利 益 (百万円)	7	25	181	385
1株当たり当期純利益 (円)	1.30	4.47	31.39	66.68
総 資 産 (百万円)	22,652	22,528	22,533	22,700
純 資 産 (百万円)	18,017	17,866	17,866	18,083
1株当たり純資産額 (円)	3,118.48	3,093.02	3,093.80	3,130.36

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループが属する建設業界は、公共投資は縮小傾向ながらも堅調に推移しており、民間投資は回復の動きを見せております。しかしながら、工事現場における人手不足や建設コストの高止まりなど、需要回復の足かせとなり得るリスクも顕著化してきております。

このような状況のもとで、当社グループは市場や環境の変化に柔軟に対応できる経営体制を構築するとともに、一段の生産効率化やコスト削減に努め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。そのために、当社グループは以下に掲げる課題の解決に向け取り組みを開始しております。

① 既存事業の基盤強化

常に生産性の向上を図り、より高い品質を確保し、全体最適を志向することでコスト競争力を高め、収益力の更なる向上を目指します。

② グループ経営の強化

限られた経営資源の中でグループ総合力を発揮し、グループガバナンスの強化を図るとともにグループ連携による一体経営を推進することで収益力の向上を目指します。

③ 企業価値の増大

収益力の向上と営業キャッシュ・フローの改善によって、内部留保の更なる充実を図るとともに、有利子負債の削減を目指します。

④ 人材の確保・育成

現在の建設業界の状況を踏まえ、優秀な人材の確保・教育が今後の成長戦略には欠かせないものと考えており、グループ社員一人ひとりがやりがいと誇りを感じることのできる環境作りや研修制度の充実を目指します。

当社グループは、「安心で快適な生活環境の創造」の経営理念に則りそれぞれの事業を推進していくとともに、企業の社会的責任を十分に認識し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され続ける企業となるべく努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、鉄構セグメント、土木セグメント、建築セグメントおよびその他事業を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する研究やサービスなどの事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付けおよび事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

セグメントの名称	主 な 事 業 内 容
鉄 構	鋼製橋梁および建築鉄骨の設計・製作・架設据付、鋼材製品の販売
土 木	PC橋梁、プレビーム橋梁の設計・製作・架設据付および橋梁保全工事請負
建 築	一般建築およびシステム建築の設計・工事請負
そ の 他	次世代型産業用ロボット等の製造および販売 各種機械装置、コンピュータシステム、ソフトウェアの開発・設計・販売 およびコンサルティング ソフトウェアの開発・販売およびシステム機器の販売、橋梁等の構造解析 および設計・製図 橋梁付属物の販売 航空機使用事業 建設工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング（持分法 適用会社）

(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

川田テクノロジーズ株式会社	富山本社（富山県南砺市）、東京本社（東京都北区）、 技術研究所（栃木県芳賀郡）
---------------	--

② 子会社

川 田 工 業 株 式 会 社	富山本社（富山県南砺市）、東京本社（東京都北区）、 大阪支社（大阪市西区）
	富山工場（富山）、栃木工場（栃木）、四国工場（香川）
川 田 建 設 株 式 会 社	本 社（東京都北区）
	那須工場（栃木）、九州工場（大分）
川田テクノシステム株式会社	本 社（東京都北区）
株式会社橋梁メンテナンス	本 社（東京都北区）
	南砺工場（富山）
富 士 前 鋼 業 株 式 会 社	本 社（東京都北区）
東 邦 航 空 株 式 会 社	本 社（東京都江東区）
新 中 央 航 空 株 式 会 社	本 社（茨城県龍ヶ崎市）
カワダロボティクス株式会社	本 社（東京都中央区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減(△)
鉄 構	870 名	7 名
土 木	536	8
建 築	121	△2
そ の 他	553	39
全 社 (共 通)	85	2
合 計	2,165	54

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)は、総務および経理などの管理部門ならびに研究開発部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	40 名	△1 名	43.4 才	19.4 年
女 性	10	△1	31.4	6.6
合計又は平均	50	△2	41.0	16.8

(注) 平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を加算しております。

(10) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
川 田 工 業 株 式 会 社	9,601百万円	100.0 %	橋梁、プレビーム、鉄骨等の各種構造物の設計、製作および施工

③ 持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
佐藤工業株式会社	3,000百万円	49.9%	建設工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	所 在 地	帳簿価額	当社の総資産額
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島4610番地	13,954百万円	22,700百万円

(11) 主要な借入先

当社グループ会社の主要な借入先は、次のとおりであります。

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	10,177 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,729
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,020

2. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,781,070株 |
| (3) 株主数 | 5,534名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	928 千株	16.08 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	304	5.28
株式会社北陸銀行	284	4.93
川田テクノロジーズ社員持株会	270	4.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	265	4.60
川田工業協力会持株会	191	3.31
富士前商事株式会社	141	2.46
川田忠樹	115	2.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	100	1.73
新日鐵住金株式会社	93	1.62

- (注) 1. 持株比率は自己株式（6,790株）を控除して計算しております。
2. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 928千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 304千株

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成27年8月10日開催の当社取締役会において、当社の取締役および当社子会社の取締役に対し、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。発行要綱は以下のとおりです。

決 議 年 月 日	平成27年8月10日
新 株 予 約 権 の 数	1,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式177,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当対象者	当社取締役（社外取締役を除く）および 子会社取締役（社外取締役を除く）
新株予約権と引き換えに払い込む金額	新株予約権1個あたり4,700円
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり4,190円
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月18日 至 平成37年9月17日
新株予約権の行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、割当日後に株式分割または株式併合等があった場合は取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 田 忠 裕		川田工業株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	渡 邊 敏	経営企画・財務・IR担当	川田工業株式会社 常務取締役
常 務 取 締 役	越 後 滋	技術研究所長	
取 締 役	山 本 隆 夫	総務部長兼コンプライアンス担当	川田工業株式会社 常務取締役
取 締 役	川 田 忠 樹	相談役	
取 締 役	山 川 隆 久		弁護士
常 勤 監 査 役	阿久津 政 俊		川田工業株式会社 監査役
監 査 役	高 木 武 彦		税理士 川田工業株式会社 監査役
監 査 役	高 木 繁 雄		株式会社北陸銀行 特別顧問 川田工業株式会社 監査役

- (注) 1. 地位ならびに担当および重要な兼職の状況は、平成28年3月31日現在で記載しております。
2. 監査役新開正志氏は、平成28年3月11日をもって辞任により退任しました。
3. 取締役山川隆久氏は、平成27年6月26日開催の第7回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任しました。
4. 取締役山川隆久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役高木武彦および高木繁雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役山川隆久および監査役高木武彦の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届出しております。
7. 常勤監査役阿久津政俊氏は、豊富な企業経営経験に基づく経営全般に関する高い知見を有しております。
8. 監査役高木武彦氏は、国税局長、税務大学校長を歴任し、国税庁退官後は税理士として活躍しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役高木繁雄氏は、豊富な企業経営経験により様々な分野に関する豊富な知識と経験を有しており、財務および会計に関する高い知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役	6名	38百万円	(うち社外取締役	1名	2百万円)
監査役	4名	17百万円	(うち社外監査役	2名	4百万円)

- (注) 1. 本支給総額は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの支給実績を記載しております。
2. 本支給総額・員数には、平成28年3月11日をもって退任した監査役1名が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役高木繁雄氏は、株式会社北陸銀行の特別顧問であります。株式会社北陸銀行は当社の主要取引銀行であり、当社の議決権の4.93%を保有しております。

また、社外監査役高木武彦および高木繁雄の両氏は、当社の100%子会社である川田工業株式会社の監査役であります。

- ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役山川隆久氏は、平成27年6月26日の取締役就任後に開催された当事業年度の取締役会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、社外取締役としての機能を十分に発揮いたしました。

社外監査役高木武彦氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会13回のうち、取締役会に12回出席し、監査役会に13回出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

社外監査役高木繁雄氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会13回のうち、取締役会に10回出席し、監査役会に8回出席し、主に企業経営についての深い見識に基づき適宜発言を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

- ③ 社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
2名 7百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 23百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。また、当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額53百万円には、当社子会社の臨時計算書類に係る報酬50万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断される場合においては、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 子会社の監査の状況

当社連結子会社の東邦航空(株)は、永和監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システムの基本方針および運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社のコンプライアンス体制の基盤となる「川田グループコンプライアンス憲章」に基づき、職務の執行に当っては法令および定款を遵守することを徹底する。
- ②当社の取締役会に対する意見形成機関として、当社および当社グループ会社のコンプライアンス担当などで構成する「グループコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制を強化する。
- ③当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する組織、教育、監視、通報、行動マニュアルなど、内部体制ならびに関連諸制度を整備し、適宜に検証・改善を行う。

【運用状況の概要】

当社は、当社のコンプライアンス担当役員が委員長となるグループコンプライアンス委員会が主導し、コンプライアンス体制の基盤となる「川田グループコンプライアンス憲章」を当社グループの役員等に周知徹底するとともに、コンプライアンス関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用などを継続的に実施しております。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【基本方針の決議内容】

- ①取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書など」という）に記録し、「文書取扱規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」などに基づき、担当部門において適切に保存および管理する。
- ②取締役および監査役は、必要ある場合は文書などを閲覧することができる。

【運用状況の概要】

当社の取締役は、取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の重要文書について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社のリスク管理を行うため、「リスク管理規程」により当社グループ会社の横断的なリスクマネジメント体制を整備する。
- ②当社および当社グループ会社において予防および危機発生時の対応措置としてのガイドライン、マニュアルの作成、周知、研修などを行う。また、当社グループ各社の総務部門を主管とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を図る。

【運用状況の概要】

当社の取締役は、当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織および規程を整備し、当社グループ各社の活動に組み込むことにより推進しております。これらの体制の構築、運用状況については、当社の内部監査部門が各社の内部監査を実施しております。

4) 当社および当社グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ①当社グループ経営目標・方針など、重要事項の決定については、事前に当社グループ会社の社長、取締役、執行役員などと十分な審議を行った上で当社の取締役会に諮る。
- ②原則として、毎月1回開催する当社の取締役会においては、当社グループの経営概況および重要な経営施策の実況の報告を受け、その内容を検証する。また、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する。
- ③ITなどを活用して経営目標および業務遂行状況をレビューするなど、情報システムの有効な運用により、意思決定の迅速化・効率化を図る。

【運用状況の概要】

当社は、定期取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、事業計画の進捗をはじめとする業務執行状況に関する報告事項や、戦略的な意思決定である決議事項の審議において、社外取締役および社外監査役を交えた活発な意見交換を行っております。また、関係会社業務処理規程を定め、グループ会社における重要な経営事項に関し事前に協議するとともに、グループ会社の社長で構成する社長会を毎月開催し、グループ会社の事業運営について情報共有するなど、グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保しております。

5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ①企業行動規範としての「川田グループコンプライアンス憲章」、コンプライアンスの組織体制・運用などに関する規程、その他行動マニュアルなどを、全使用人がITなどにより常に最新の状態で確認できる環境を維持する。
- ②当社の監査室は内部監査部門として当社および当社グループ会社のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、当社の社長、コンプライアンス担当役員、監査役に報告する。
- ③当社法務部によるグループ法務研修を定期的に開催し、コンプライアンスおよび法令に関する情報の提供を行うと共に、コンプライアンスに関する教育・啓発活動を行う。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループの全使用人にコンプライアンスを徹底させるため、社内報を通じた啓蒙、コンプライアンスをテーマに当社グループ社員を対象とした法務研修を実施しております。

また、社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

6) 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ①当社および当社グループ会社共通の精神的基盤としての「社訓」の基に、各社はその業態に適合するコンプライアンス体制を定め、施策を実行する。
- ②当社および当社グループ会社の業務に関しては、「関係会社業務処理規程」に基づき、所定の事項について承認または報告を受ける体制を維持する。
- ③当社グループ会社は、当社による経営指導内容などが法令に違反し、またはその疑義が生じた場合は、当社監査役に報告を行う。
- ④当社および当社グループ会社の監査役による「監査役協議会」において、当社グループ各社における監査の状況報告および意見の交換を行う。

【運用状況の概要】

当社は、関係会社業務処理規程に基づき、当社グループ各社のモニタリングに関するルール・基準を整備するとともに、子会社取締役を兼任する取締役を通じて、子会社の業務執行状況をモニタリングしております。また、当社取締役会は、毎事業年度、内部統制システムの構築・運用状況について、確認しております。

7) 当社監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【基本方針の決議内容】

- ① 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命ずることができる。
- ② 監査役から監査に必要な業務命令を受けた使用人は、その業務命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ③ 監査室所属の使用人に対する人事的処遇に関し、担当取締役は監査役会の求めに応じてその事由などを説明する義務を負う。

【運用状況の概要】

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、業務執行から独立した監査室所属の使用人が監査役の業務を補助しております。また、当該補助使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたり、監査役の指揮命令のみに従っております。

8) 当社および当社グループ各社の取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制および報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ① 監査役は、当社および当社グループ各社の取締役会その他の重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役または使用人に説明を求められることができる。
- ② 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社および当社グループ会社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、当社監査役に対し速やかに報告する。また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況についても適宜報告する。
- ③ 監査役は「グループコンプライアンス規程」に基づき、「グループコンプライアンス委員会」に出席し、その報告を受け、意見を述べるができる。
- ④ 当社監査役に報告を行った当社および当社グループ各社の取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。

【運用状況の概要】

監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、グループコンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を適宜、把握しております。また、当社は、全役職員を対象とした内部通報制度を設け、重要な内部通報については、コンプライアンス担当役員から直接、またはコンプライアンス委員会を通じて監査役に報告するとともに、内部通報制度運用規程において、内部通報を理由とした不利益取扱いの禁止と違反者に対する懲戒処分について定め、周知しております。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針の決議内容】

- ① 監査役は、取締役・会計監査人などとの意見交換会の開催を求めることができる。また、必要に応じ弁護士、税理士などの助言を受けることができる。
- ② 監査役は、監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調整などを求めることができる。
- ③ 監査役は、会計監査人の職務の遂行に関する事項と監査役監査との連携を図るため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。

【運用状況の概要】

当社は、監査室が適宜、監査役との緊密な連携を保っており、総務部、経理部等の各部門も、監査役の要請に応じて即時に必要な資料を提供するなど、監査役監査へ積極的に協力しております。

10) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針の決議内容】

監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況の概要】

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払および償還の手続等に関する方針を定めて、当該方針を適切に運用しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況

1) 基本的考え方

当社およびグループ会社は、「川田グループコンプライアンス憲章」に反社会的勢力への対応として以下の事項を明記し、全社員に周知している。

- ①社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。
- ②如何なる理由があろうとも、反社会的勢力を利用せず、また、不当な要求は断固として断る。
- ③民事介入暴力に対し、社員を孤立させず組織的に対応する。また、行政当局や法律家等の支援を得て対応する。

2) 整備状況

当社およびグループ会社は、反社会的勢力排除に向けて、「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務部を中心に警察等行政当局や顧問弁護士と緊密に連携し対応する体制を構築している。

また、社員による反社会的勢力との関与の排除等を徹底するため、内部通報制度および懲戒規程を整備するとともに、「川田グループコンプライアンス憲章」、「コンプライアンスガイドブック」および「川田グループ暴力団対応ガイドライン」に基づく研修を継続的に実施している。

7. 会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,886	流動負債	48,689
現金預金	6,161	支払手形・工事未払金等	21,726
受取手形・完成工事未収入金等	43,623	短期借入金	8,058
未成工事支出金	330	一年内返済予定の長期借入金	7,471
その他のたな卸資産	1,106	一年内償還予定の社債	450
繰延税金資産	99	リース債務	603
その他	2,615	未払法人税等	322
貸倒引当金	△52	未成工事受入金	3,773
固定資産	52,032	賞与引当金	1,328
有形固定資産	25,857	完成工事補償引当金	385
建物・構築物	4,239	工事損失引当金	1,211
機械・運搬具・工具器具備品	1,549	その他	3,359
航空機・装備品	1,577	固定負債	21,546
土地	15,797	社債	685
リース資産	2,572	長期借入金	12,770
建設仮勘定	121	リース債務	2,102
無形固定資産	646	繰延税金負債	154
投資その他の資産	25,527	再評価に係る繰延税金負債	1,601
投資有価証券	1,284	役員退職慰労引当金	360
関係会社株式	22,835	退職給付に係る負債	3,349
長期貸付金	419	負ののれん	209
その他	1,808	その他	314
貸倒引当金	△821	負債合計	70,236
資産合計	105,918	(純資産の部)	
		株主資本	32,793
		資本金	5,000
		資本剰余金	10,360
		利益剰余金	17,713
		自己株式	△279
		その他の包括利益累計額	2,496
		その他有価証券評価差額金	967
		土地再評価差額金	875
		為替換算調整勘定	600
		退職給付に係る調整累計額	52
		新株予約権	8
		非支配株主持分	383
		純資産合計	35,682
		負債及び純資産合計	105,918

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売上高		95,153
売上原価		85,394
売上総利益		9,758
販売費及び一般管理費		6,705
営業利益		3,052
営業外収益		
受取利息及び配当金	35	
資産賃貸収入	160	
負ののれん償却額	20	
持分法による投資利益	239	
補助金収入	172	
業務受託料	138	
その他の	168	936
営業外費用		
支払利息	795	
資産賃貸費用	482	
その他の	77	1,356
経常利益		2,632
特別利益		
固定資産売却益	0	
保険金収入	160	
その他の	1	162
特別損失		
固定資産除却損	35	
減損損	502	
その他の	7	544
税金等調整前当期純利益		2,250
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	529	524
当期純利益	△5	1,725
非支配株主に帰属する当期純利益		51
親会社株主に帰属する当期純利益		1,674

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
平成27年4月1日残高	5,000	10,364	16,323	△276	31,411
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△170		△170
親会社株主に帰属する当期純利益			1,674		1,674
土地再評価差額金の取崩			△114		△114
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4			△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△4	1,389	△2	1,382
平成28年3月31日残高	5,000	10,360	17,713	△279	32,793

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	813	676	781	84	2,356	—	239	34,007
当期変動額								
剰余金の配当								△170
親会社株主に帰属する当期純利益								1,674
土地再評価差額金の取崩								△114
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	153	198	△180	△31	140	8	143	292
当期変動額合計	153	198	△180	△31	140	8	143	1,674
平成28年3月31日残高	967	875	600	52	2,496	8	383	35,682

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	341	流動負債	486
現金及び預金	21	未払金	250
売掛金	15	未払費用	28
未収入金	265	未払法人税等	151
未収還付法人税等	32	賞与引当金	44
その他	7	その他	12
固定資産	22,359	固定負債	4,130
有形固定資産	0	長期未払金	4,000
構築物	0	繰延税金負債	21
工具・器具及び備品	0	退職給付引当金	109
無形固定資産	2	負債合計	4,616
投資その他の資産	22,356	(純資産の部)	
関係会社株式	22,354	株主資本	18,075
その他	1	資本金	5,000
		資本剰余金	9,302
		資本準備金	7,001
		その他資本剰余金	2,300
		利益剰余金	3,792
		その他利益剰余金	3,792
		繰越利益剰余金	3,792
		自己株式	△18
		新株予約権	8
資産合計	22,700	純資産合計	18,083
		負債及び純資産合計	22,700

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,049
受 取 配 当 金	534
手 数 料 収 入	487
経 営 管 理 料	27
営 業 費 用	
販売費及び一般管理費	651
営 業 利 益	397
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
資 産 賃 貸 収 入	7
そ の 他	2
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	45
資 産 賃 貸 費 用	19
そ の 他	2
経 常 利 益	340
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△44
法 人 税 等 調 整 額	△0
当 期 純 利 益	385

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	5,000	7,001	2,300	9,302	3,580	3,580
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△173	△173
当 期 純 利 益					385	385
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	211	211
当 期 末 残 高	5,000	7,001	2,300	9,302	3,792	3,792

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	△15	17,866	—	17,866
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△173		△173
当 期 純 利 益		385		385
自己株式の取得	△3	△3		△3
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			8	8
当 期 変 動 額 合 計	△2	209	8	217
当 期 末 残 高	△18	18,075	8	18,083

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

川田テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金子 勝彦 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川田テクノロジーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川田テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月25日

川田テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 勝彦 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川田テクノロジーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

川田テクノロジーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	阿久津	政俊	Ⓔ
社外監査役	高木	武彦	Ⓔ
社外監査役	高木	繁雄	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社の収益状況、事業計画に基づく資金需要、その他経営上必要な内部留保の確保を考慮しつつ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、以下のとおり配当を実施いたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額173,228,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
高桑幸一 (昭和27年3月21日生)	昭和49年4月 北陸電力(株)入社 平成19年6月 同社常務取締役原子力本部副本部長 平成21年6月 同社常勤監査役(現)	200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高桑幸一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
3. 高桑幸一氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に経営の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
4. 高桑幸一氏が原案どおり承認いただけた場合、同氏と当社の間で当社定款第32条に定める責任限定契約を締結する予定であります。同契約は、会社法第423条第1号の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合、法令で定める最低責任限度額を上限に責任を限定するものであります。
5. 高桑幸一氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員候補者であります。
6. 高桑幸一氏は、平成28年6月28日をもって北陸電力(株)の常勤監査役を退任する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役高木武彦および高木繁雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化、充実を図るため、新たに監査役1名を増員し、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ 岡田敏成 (昭和33年8月26日生)	昭和56年4月 川田工業(株)入社 平成25年4月 同社鋼構造事業部管理部管理・ 業務担当部長代理 平成27年9月 同社常勤監査役(現)	1,825株
2	高木武彦 (昭和20年1月23日生)	平成13年7月 金沢国税局長 平成14年7月 税務大学校長 平成15年7月 国税庁退官 平成15年8月 税理士登録 平成22年6月 川田工業(株)監査役(現) 当社監査役(現)	一株
3	高木繁雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 (株)北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成15年9月 (株)ほくぎんフィナンシャルグループ(現(株)ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 平成24年6月 川田工業(株)監査役(現) 当社監査役(現) 平成25年3月 (株)北陸銀行特別顧問(現)	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 高木繁雄氏は、当社の主要取引銀行である(株)北陸銀行の特別顧問であります。同行は当社の議決権の4.93%を有しておりますが、高木繁雄氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高木武彦氏と高木繁雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
高木武彦氏は前職および現職において培われた豊富な知識・経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、高木繁雄氏は豊富な企業経営経験により経営全般に関する高い知見を有されていることから、これを当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
5. 高木武彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として当社が指定し、届出ております。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要について
当社は、高木武彦および高木繁雄の両氏との間において、当社定款第44条に定める責任限定契約を締結しており、同契約は、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合、法令に定める最低責任限度額を上限に責任を限定するものであります。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
7. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
高木武彦および高木繁雄の両氏の当社社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって高木武彦氏は6年、高木繁雄氏は4年となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 富山県南砺市苗島4610番地

川田テクノロジーズ株式会社 富山本社 3階 大会議室

アクセス J R 城端線「福野駅」より徒歩約10分

車 南 砺スマートICより約5分

砺 波ICより約15分

小矢部ICより約20分

